

令和 2 年度

*** 日本脳炎予防接種を受ける前に ***

日本脳炎の従来使用していたワクチンは、接種後に重篤な副反応が発生した事例を受け、厚生労働省からの通知により平成 17 年より積極的勧奨の差し控えが続いていました。その後、新ワクチンが開発され、接種可能になりました。平成 23 年 5 月より、日本脳炎の予防接種の積極的勧奨の差し控えにより接種の機会を逸した方の接種時期の変更がありました。日本脳炎の接種が不完全な方が多い状況にありますので、母子健康手帳で今までの日本脳炎の接種回数をご確認ください。合計 4 回となるように残りの回数接種してください。

なお、すでに 4 回（2 期まで）接種が完了している方は、接種する必要はありません。

注意！ 野田市外に住民票をうつした場合、野田市の予診票を使って接種することはできません。必ず転出先の市町村でご確認ください。

接種対象者

平成 7 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日の間に生まれた方のうち、日本脳炎の予防接種を 4 回されていない方で、20 歳未満の方

平成 19 年 4 月 2 日から平成 21 年 10 月 1 日生まれの方のうち、1 期の接種が終了しなかった場合、2 期の年齢（9 歳から 13 歳未満）で不足回数分を接種することができます。

接種方法 : 皮下接種

< 接種間隔 >

平成 7 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日の間に生まれた方

平成 23 年 5 月 19 日までに全く日本脳炎の予防接種を受けていない方

1 回目の接種

前回接種日を 0 日として 7 日目より接種可能です

2 回目の接種・・・1 回目の接種後 6 日～28 日までの間隔をおいて接種

3 回目の接種・・・2 回目の接種後 6 か月以上標準的にはおおむね 1 年

(11～13 か月)後に接種

4 回目の接種・・・9 歳以上で 3 回目の接種後 6 日以上(おおむね 5 年)おいて接種

平成 23 年 5 月 19 日までに日本脳炎の予防接種を数回受けている方

4 回のうち不足分の接種を、6 日以上の間隔をおいて接種

これまで 1 回接種している方・・・のこり 3 回接種できる

これまで 2 回接種している方・・・のこり 2 回接種できる

これまで 3 回接種している方・・・のこり 1 回接種できる

*ただし、4 回目の接種は、9 歳以上で受けてください。接種間隔についてはお問い合わせください。

平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの方

平成22年3月31日までに全く日本脳炎の予防接種を受けていない方

1回目の接種

前回接種日を0日として7日目より接種可能です

2回目の接種・・・1回目の接種後6日～28日までの間隔をおいて接種

3回目の接種・・・2回目の接種後6か月以上標準的にはおおむね1年

(11～13か月)後に接種

4回目の接種・・・9歳以上で3回目の接種後6日以上(おおむね5年)おいて接種

平成22年3月31日までに日本脳炎の予防接種を数回受けている方

4回のうち不足分の接種を、6日以上の間隔をおいて接種

これまで1回接種している方・・・のこり3回接種できる

これまで2回接種している方・・・のこり2回接種できる

これまで3回接種している方・・・のこり1回接種できる

* 接種間隔についてはお問い合わせください。

接種場所 : 市内指定医療機関

持ち物 : 母子健康手帳(必ずお持ちください)

予診票・体温計・筆記用具

* 母子健康手帳を忘れた場合は接種できませんので必ずご持参ください。

費用 : 無 料

接種曜日・受付時間・予約の有無については、必ず医療機関に確認してください。

不足分の予診票は、医療機関にあります。

接種の前に、この説明書をよくお読みください。

予防接種は、体調のよいときにお受けください。

予防接種は、お子様の体調がよくわかる保護者の方がお連れください。

予診票に記入漏れがあると接種できない場合があります。責任をもって記入してください。

ボールペン等、消えない筆記用具で記入してください。

病気で治療中の場合や何らかの薬を飲んでいる場合は、主治医に相談してから受けるようにしましょう。

【日本脳炎とは】

日本脳炎ウイルスの感染によっておこる病気です。ヒトからヒトへの感染はなく、ブタなどの動物の体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。東アジア・南アジアにかけて広く分布する病気です。日本での流行は西日本地域が中心ですが、ウイルスは北海道など一部を除く日本全体に分布しています。

ウイルスを持つ蚊に刺され、感染したあとも症状なく経過する 경우가ほとんどですが、症状が出るものでは6～16日間の潜伏期間の後に、数日間の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、引き続き急激に、光への過敏症、意識障がい（意識がなくなること）、けいれん等の中枢神経系障がい（脳の障がい）を生じます。

大多数の方は、無症状に終わるのですが、脳炎を発症した場合20～40%が死亡に至る病気といわれており、幼少児や高齢者では死亡の危険は大きくなっています。

副反応について

まれに、接種直後から多くは3日以内に、発疹、じんましん、かゆみ等の過敏症がみられることがあります。また、全身症状としては、発熱、寒気、頭痛、倦怠感、吐き気、咳、鼻汁など、接種部位の局所症状としては、発赤、腫れ、痛み等が認められることがありますが、通常は2～3日中に消失します。

さらに、極めてまれに急性散在性脳脊髄炎（ADEM）という副反応がみられます。ウイルス等の感染後あるいはワクチン接種後に、まれに発生する脳神経系の病気で、通常接種後数日から2週間程度で発熱、頭痛、けいれん、運動障がい等の症状があらわれます。ステロイド剤などの治療により多くの患者さんは正常に回復しますが、運動障がいや脳波異常などの神経系の後遺症が残る場合があるといわれています。

なお、極めてまれに重大な副反応としてショック・アナフィラキシー様症状があります。

こんなときは受けられません

発熱しているとき。（接種会場で体温が37.5以上ある場合）

* 平熱の高い人は主治医に相談してください。

重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合。

このワクチンの成分により、アレルギーを呈する恐れが明らかな場合。

麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜ・結核（BCG）などの予防接種をして、27日以上経過していない場合。ジフテリア破傷風（DT）インフルエンザなどの予防接種をしてから6日以上経過していない場合。

令和2年10月1日より、他の予防接種との接種間隔について変更の予定です。詳細は、保健センターにお問い合わせください。

麻疹にかかり、治ってから4週間程度経過していない場合。風疹・水痘・おたふくかぜなどの病気にかかり、治ってから2～4週間程度経過していない場合。突発性発疹・手足口病・溶連菌感染症・伝染性紅斑（りんご病）などの病気にかかり、治ってから1～2週間程度を経過していない場合。

（いずれの場合も医師の診察で予防接種の適否が判断されます。）

その他、医師が予防接種を受けることが不相当と認めた場合。

こんなときは受ける際に注意が必要です

心臓病・腎臓病・肝臓病、血液の病気や発育障がいなどで治療を受けている場合。

これまで予防接種で、接種後2日以内に発熱及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた場合。

過去にけいれんを起こしたことがある場合。

必ず、事前に主治医に相談してから受けるようにしましょう。

過去に免疫不全の診断がなされている場合及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる場合。

予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

< 問合せ先 >

保健センター ☎ 04 - 7125 - 1188

関宿保健センター ☎ 04 - 7198 - 5011

